

# 華誠の法律ニュースレター

— 特集整理 —

2025年2月 第四十四期

## 《中華人民共和国不正競争防止法》 改正前後対照表



公式サイト：[www.watsonband.com](http://www.watsonband.com)  
Eメール：[mail@watsonband.com](mailto:mail@watsonband.com) | [mailip@watsonband.com](mailto:mailip@watsonband.com)

## 前書き

2024年12月21日、「中華人民共和国不正競争防止法（改正草案）」が初回審議のため、第14期全国人民代表大会常務委員会第13回会議に提出されました。23日に、第14期全国人民代表大会常務委員会第13回会議において、不正競争防止法の改正草案に関する分科審議が行われました。

25日、意見を募集するため、中国人大網（全国人民代表大会の公式サイト）において、「中華人民共和国不正競争防止法（改正草案）」および「中華人民共和国不正競争防止法」の改正前後対照表が公表されました。

本号の華誠法律ニュースレター特別号では、上記の「中華人民共和国不正競争防止法」の改正前後対照表を特別に添付いたしますので、読者の皆様のご参考になりましたら幸いです。

### 注

本「中華人民共和国不正競争防止法」の改正前後対照表は、非公式の日本語訳であり、ご参考までに添付いたします。内容の正確性を確保するため最善を尽くしておりますが、翻訳及び整理の過程で誤りがある場合には、読者の皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げますとともに、慎重にご利用いただけますと幸いです。

## 《中華人民共和国不正競争防止法》 改正前後対照表

(条文におけるゴシック体の部分は現行法に対して行われた修正又は追加された内容で、四角内は削除された内容です)

現行法	改正草案
<b>第一章 総 則</b>	<b>第一章 総 則</b>
<b>第一条</b> 社会主義市場経済の健全な発展を促進し、公正な競争を奨励、保護し、不正競争行為を阻止し、経営者及び消費者の合法的な権益を保護するために、本法を制定する	<b>第一条</b> 社会主義市場経済の健全な発展を促進し、公正な競争を奨励、保護し、不正競争行為を阻止し、経営者及び消費者の合法的な権益を保護するために、本法を制定する。
<b>第二条</b> 経営者は、生産経営活動において、自由意志、平等、公正、誠実信用の原則に従い、法律及び商業道徳を遵守しなければならない。 本法にいう不正競争行為とは、経営者が生産経営活動において本法の規定に違反して、市場における競争の秩序を乱し、他の経営者又は消費者の合法的権益に損害を与える行為を指す。 本法にいう経営者とは、商品の生産、経営又はサービス（以下、「商品には「サービス」を含む）の提供に従事する自然人、法人及び非法人企業を指す。	<b>第二条</b> 経営者は、生産経営活動において、自由意志、平等、公正、誠実信用の原則に従い、法律及び商業道徳を遵守しなければならない。 本法にいう不正競争行為とは、経営者が生産経営活動において本法の規定に違反して、市場における競争の秩序を乱し、他の経営者又は消費者の合法的権益に損害を与える行為を指す。 本法にいう経営者とは、商品の生産、経営又はサービス（以下、「商品には「サービス」を含む）の提供に従事する自然人、法人及び非法人企業を指す。
	<b>第三条</b> 不正競争防止業務は中国共産党の指導を堅持する。 国は不正競争防止規則制度を健全に整備し、不正競争防止法執行司法を強化し、公平な競争の秩序を維持する。
<b>第三条</b> 各級の人民政府は措置を講じて不正競争行為を制止公正な競争のために良好な環境と条件を創出しなければならない。 國務院は不正競争防止作業への協調メカニズムを構築し、不正競争防止の深刻な政策を策定し、市場競争の秩序を保つ深刻な問題に協力して対処する。	<b>第四条</b> 各級の人民政府は措置を講じて不正競争行為を制止公正な競争のために良好な環境と条件を創出しなければならない。
<b>第四条</b> 県級以上の人民政府で工商管理の職責を履行する部門は、不正競争行為に対して調査、処分を行う。法律、行政法規で、その他の部門が調査、処分を行うと規定されている場合は、その定めに従う。	<b>第五条</b> 県級以上の人民政府の不正競争防止行政主管部門は、不正競争行為に対して調査、処分を行う。法律、行政法規で、その他の部門が調査、処分を行うと規定されている場合は、その定めに従う。
<b>第五条</b> 国は、全ての組織及び個人が不正競争行為に対して社会的な監督を行うことを奨励し、支持し、保護する。	<b>第六条</b> 国は、全ての組織及び個人が不正競争行為に対して社会的な監督を行うことを奨励し、支持し、保護する。

現行法	改正草案
<p>国家機関及びその職員は、不正競争行為を支持し、擁護してはならない。</p> <p>業界組織は、業界の自律を強化し、<b>会員</b>を法に則った競争に導き、規範化し、市場における競争の秩序を維持しなければならない。</p>	<p>国家機関及びその職員は、不正競争行為を支持し、擁護してはならない。業界組織は、業界の自律を強化し、<b>当業界の経営者</b>を法に則った競争に導き、規範化し、市場における競争の秩序を維持しなければならない。</p> <p><b>プラットフォーム</b>経営者は法に基づき<b>プラットフォーム</b>サービス協議と取引規則において<b>プラットフォーム</b>内の公平な競争規則を明確にし、速やかに必要な措置を講じて<b>プラットフォーム</b>内の経営者の不正競争行為を制止しなければならない。</p>
第二章 不正競争行為	第二章 不正競争行為
<p><b>第六条</b> 経営者は、次の号に掲げる混同行為を実施して、他人の商品である、又は他人と特定の繋がりがあると人に誤認させてはならない。</p> <p>(一) 他人が一定の影響力を有する商品の名称、包装、装飾などと同一又は近似の標章を無断で使用する事</p> <p>(二) 他人が一定の影響力を有する企業名称（略称、屋号などを含む）、社会組織の名称（略称などを含む）、姓名（ペンネーム、芸名、翻名）を無断で使用する事</p> <p>(三) 他人が一定の影響力を有するドメインネームの主体部分、ウェブサイトの名称、ホームページなどを無断で使用する事</p> <p>(四) 他人の商品である、又は他人と特定の繋がりがあると人を誤認させるに足りるその他の混同行為。</p>	<p><b>第七条</b> 経営者は、次の号に掲げる混同行為を実施して、他人の商品である、又は他人と特定の繋がりがあると人に誤認させてはならない。</p> <p>(一) 他人が一定の影響力を有する商品の名称、包装、装飾などと同一又は近似の標章を無断で使用する事</p> <p>(二) 他人が一定の影響力を有する企業名称（略称、屋号などを含む）、社会組織と<b>非法人組織</b>の名称（略称などを含む）、姓名（ペンネーム、芸名、翻名）を無断で使用する事</p> <p>(三) 他人が一定の影響力を有するドメインネームの主体部分、ウェブサイトの名称、ホームページ、<b>新メディアのアカウント名、アプリの名称又はアイコン</b>などを無断で使用する事</p> <p>(四) <b>他人の登録商標、未登録の著名商標を企業名における屋号として無断で使用する事</b></p> <p>(五) <b>他人に影響を与える商品名、企業名（略称、屋号等を含む）を無断でその検索キーワードとして設定すること</b></p> <p>(六) 他人の商品である、又は他人と特定の繋がりがあると人を誤認させるに足りるその他の混同行為。</p> <p><b>経営者は他人が混同行為を実施するために便宜を提供してはならない。</b></p>
<p><b>第七条</b> 経営者は、財物又はその他の手段を用いて次の号に掲げる会社又は個人に賄賂を贈ることにより、取引の機会又は競争優位性を獲得しようと画策してはならない。</p> <p>(一) 取引先の従業員</p> <p>(二) 取引先から関連業務を行うよう依頼を受けた会社又は個人</p> <p>(三) 職権又は影響力を利用して取引に影響を与える会社又は個人</p>	<p><b>第八条</b> 経営者は、財物又はその他の手段を用いて次の号に掲げる会社又は個人に賄賂を贈ることにより、取引の機会又は競争優位性を獲得しようと画策してはならない。</p> <p>(一) 取引先の従業員</p> <p>(二) 取引先から関連業務を行うよう依頼を受けた会社又は個人</p> <p>(三) 職権又は影響力を利用して取引に影響を与える会社又は個人</p>

現行法	改正草案
<p>経営者は取引活動において、明示的方法で取引相手に割引を支払うことができ、又は仲介人に手数料を支払うことができる。経営者が取引相手に割引を支払い、仲介人に手数料を支払う場合は、事実どおりに記帳しなければならない。割引、手数料を受けた経営者も、事実どおりに記帳しなければならない。</p> <p>経営者の従業員が賄賂を行った場合、経営者の行為と認定しなければならない。但し、経営者に当該従業員の行為が経営者のために取引の機会又は競争優位性を獲得するという画策と無関係であることを証明する証拠がある場合を除く。</p>	<p><b>前項に定める会社と個人は取引活動において賄賂を受け取ってはならない。</b></p> <p>経営者は取引活動において、明示的方法で取引相手に割引を支払うことができ、又は仲介人に手数料を支払うことができる。経営者が取引相手に割引を支払い、仲介人に手数料を支払う場合は、事実どおりに記帳しなければならない。割引、手数料を受けた経営者も、事実どおりに記帳しなければならない。</p> <p>経営者の従業員が賄賂を行った場合、経営者の行為と認定しなければならない。但し、経営者に当該従業員の行為が経営者のために取引の機会又は競争優位性を獲得するという画策と無関係であることを証明する証拠がある場合を除く。</p>
<p><b>第八条</b> 経営者は、その製品の性能、機能、品質、販売状況、ユーザーの評価、受賞歴などについて、虚偽又は人の誤解を生む商業宣伝を行い、消費者を欺瞞し、誤導してはならない。</p> <p>経営者は、虚偽の取引を企てるなどの方法を通して、他の経営者が虚偽又は人の誤解を生む商業宣伝を行うことを幫助してはならない。</p>	<p><b>第九条</b> 経営者は、その製品の性能、機能、品質、販売状況、ユーザーの評価、受賞歴などについて、虚偽又は人の誤解を生む商業宣伝を行い、消費者とその他の経営者を欺瞞し、誤導してはならない。</p> <p>経営者は、虚偽の取引を企てる、架空のコメントをするなどの方法を通して、<b>他の経営者</b>が虚偽又は人の誤解を生む商業宣伝を行うことを幫助してはならない。</p>
<p><b>第九条</b> 経営者は次の号に掲げる営業秘密侵害行為を実施してはならない。</p> <p>(一) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、又はその他の不正な手段で権利者の営業秘密を入手すること</p> <p>(二) 前号の手段で入手した権利者の営業秘密を公開し、使用し、又は他人に使用を許諾すること</p> <p>(三) 約定に違反し、又は営業秘密保持に関する権利者の要求に反して、入手した営業秘密を公開し、使用し、又は他人に使用を許諾すること</p> <p>(四) 他人が秘密保持義務に違反し、又は営業秘密の保持に関する権利者の要求に反して、権利者の営業秘密を取得し、開示し、使用し、他人に使用を許諾するよう教唆し、誘惑し、幫助すること</p> <p>経営者以外のその他の自然人、法人及び非法人組織が前項に挙げる違法行為を実施した場合は、営業秘密を侵害したとみなす。</p>	<p><b>第十条</b> 経営者は次の号に掲げる営業秘密侵害行為を実施してはならない。</p> <p>(一) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、又はその他の不正な手段で権利者の営業秘密を入手すること</p> <p>(二) 前号の手段で入手した権利者の営業秘密を公開し、使用し、又は他人に使用を許諾すること</p> <p>(三) 約定に違反し、又は営業秘密保持に関する権利者の要求に反して、入手した営業秘密を公開し、使用し、又は他人に使用を許諾すること</p> <p>(四) 他人が秘密保持義務に違反し、又は営業秘密の保持に関する権利者の要求に反して、権利者の営業秘密を取得し、開示し、使用し、他人に使用を許諾するよう教唆し、誘惑し、幫助すること</p> <p>経営者以外のその他の自然人、法人及び非法人組織が前項に挙げる違法行為を実施した場合、営業秘密を侵害したとみなす。</p>

現行法	改正草案
<p>第三者が営業秘密の権利者の従業員、元従業員又は他の会社、個人が前号に掲げる違法行為を実施したことを明らかに知り、又は知っているはずでありながら、当該営業秘密を入手し、公開し、使用し、又は他人に使用を許諾した場合は、営業秘密の侵害とみなす。</p> <p>本法にいう営業秘密とは、公知ではなく、商業的価値を有し、かつ権利者が相応の秘密保守措置を講じている技術情報及び経営情報を指す。</p>	<p>第三者が営業秘密の権利者の従業員、元従業員又は他の会社、個人が前号に掲げる違法行為を実施したことを明らかに知り、又は知っているはずでありながら、当該営業秘密を入手し、公開し、使用し、又は他人に使用を許諾した場合は、営業秘密の侵害とみなす。</p> <p>本法にいう営業秘密とは、公知ではなく、商業的価値を有し、かつ権利者が相応の秘密保守措置を講じている技術情報及び経営情報を指す。</p>
<p><b>第十条</b> 経営者が行う懸賞付き販売には次の号に掲げる情状があってはならない。</p> <p>(一) 懸賞の種類、賞品・賞金交換の条件、賞金金額又は賞品などの懸賞付き販売の情報が明確でなく、賞品・賞金交換に影響する</p> <p>(二) 懸賞付きと偽り、又は故意に内定者に当選させるような欺瞞的な方法により懸賞付き販売を行う</p> <p>(三) 抽選式の懸賞付き販売で懸賞の最高金額が5万円を超える</p>	<p><b>第十一条</b> 経営者が行う懸賞付き販売には次の号に掲げる情状があってはならない。</p> <p>(一) 懸賞の種類、賞品・賞金交換の条件、賞金金額又は賞品などの懸賞付き販売の情報が明確でなく、賞品・賞金交換に影響する</p> <p>(二) 懸賞付き販売活動が開始された後、正当な理由なく景品交換条件、賞金額、賞品などの懸賞付き販売情報を変更する</p> <p>(三) 懸賞付きと偽り、又は故意に内定者に当選させるような欺瞞的な方法により懸賞付き販売を行う</p> <p>(四) 抽選式の懸賞付き販売で懸賞の最高金額が5万円を超える</p>
<p><b>第十一条</b> 経営者は虚偽の情報又は誤導的情報を捏造し、流布することにより競争相手の商業上の信用、商品の名声に損害を与えてはならない。</p>	<p><b>第十二条</b> 経営者は虚偽の情報又は誤導的情報を捏造し、流布し、又は他人に捏造、流布を指図することによりその他の経営者の商業上の信用、商品の名声に損害を与えてはならない。</p>
<p><b>第十二条</b> インターネットを利用して生産経営活動に従事する経営者は、本法の各規定を遵守しなければならない。</p> <p>経営者は、技術的手段を用いて、ユーザーの選択に影響を与える、又はその他の方法で、次の号に掲げる、他の経営者が合法的に提供するオンライン製品又はサービスの正常な運行を妨げ、破壊する行為を実施してはならない。</p> <p>(一) 他の経営者の同意を得ずに、他の経営者が合法的に提供するオンライン製品又はサービスにリンクを挿入し、強制的にターゲットにジャンプさせること</p> <p>(二) ユーザーをミスリードし、欺き、強迫して、他の経営者が合法的に提供するオンライン製品又はサービスを修正、オフ、アンインストールさせること</p>	<p><b>第十三条</b> インターネットを利用して生産経営活動に従事する経営者は、本法の各規定を遵守しなければならない。</p> <p>経営者は、データとアルゴリズム、技術、プラットフォームの規則等を用いて、ユーザーの選択に影響を与える、又はその他の方法で、次の号に掲げる、他の経営者が合法的に提供するオンライン製品又はサービスの正常な運行を妨げ、破壊する行為を実施してはならない。</p> <p>(一) 他の経営者の同意を得ずに、他の経営者が合法的に提供するオンライン製品又はサービスにリンクを挿入し、強制的にターゲットにジャンプさせること</p> <p>(二) ユーザーをミスリードし、欺き、強迫して、他の経営者が合法的に提供するオンライン製品又はサービスを修正、オフ、アンインストールさせること</p>

現行法	改正草案
<p>(三) 悪意をもって他の経営者が合法的に提供するオンライン製品又はサービスとの互換性を持たせないようにすること</p> <p>(四) 他の経営者が合法的に提供するインターネット製品又はサービスの正常な運行を妨げ、破壊するその他の行為</p>	<p>(三) 悪意をもって他の経営者が合法的に提供するオンライン製品又はサービスとの互換性を持たせないようにすること</p> <p>(四) 詐欺、脅迫、電子的侵入等の不正な方式で、他の経営者が合法的に所持しているデータを取得して使用すること</p> <p>(五) プラットフォームの規則を濫用し、悪意ある取引を実施すること</p> <p>(六) 他の経営者が合法的に提供するインターネット製品又はサービスの正常な運行を妨げ、破壊するその他の行為</p>
	<p><b>第十四条</b> プラットフォームの経営者は、プラットフォーム内の経営者にその価格設定規則に従って、コストより低い価格で商品を販売し、公平な競争の秩序を乱すことを強制してはならない。</p>
	<p><b>第十五条</b> 大手企業等の経営者は、自己資金、技術、取引ルート、業界の影響力などの面で優位的地位を濫用し、中小企業のために明らかに不合理な支払条件、支払方法、支払期限、違約責任を設けることにより、排他的協議の締結又はその他の方法で公平な競争の秩序を乱してはならない。</p>
<p>第三章 不正競争の疑いがある行為に対する調査</p>	<p>第三章 不正競争の疑いがある行為に対する調査</p>
<p><b>第十三条</b> 監督検査部門は、不正競争の疑いがある行為を調査する時、次の号に掲げる措置を取ることができる。</p> <p>(一) 不正競争の疑いがある行為の経営場所に入して検査を行うこと</p> <p>(二) 調査される経営者、利害関係者及びその他の関連する会社、個人を審問し、関連する状況の説明、又は調査された行為に関連するその他の資料の提供を要求すること</p> <p>(三) 不正競争の疑いがある行為に関連する協議書、帳簿、証明書類、文書、記録、業務書簡及びその他の資料を照会し、複製をとること</p> <p>(四) 不正競争の疑いがある行為に関連する財物を差し押さえ、押収すること</p> <p>(五) 不正競争と疑われる行為のある経営者の銀行口座を照会すること</p>	<p><b>第十六条</b> 監督検査部門は、不正競争の疑いがある行為を調査する時、次の号に掲げる措置を取ることができる。</p> <p>(一) 不正競争の疑いがある行為の経営場所に入して検査を行うこと</p> <p>(二) 調査される経営者、利害関係者及びその他の関連する会社、個人を審問し、関連する状況の説明、又は調査された行為に関連するその他の資料の提供を要求すること</p> <p>(三) 不正競争の疑いがある行為に関連する協議書、帳簿、証明書類、文書、記録、業務書簡及びその他の資料を照会し、複製をとること</p> <p>(四) 不正競争の疑いがある行為に関連する財物を差し押さえ、押収すること</p> <p>(五) 不正競争と疑われる行為のある経営者の銀行口座を照会すること</p>

現行法	改正草案
<p>前項に定める措置を取る場合、監督検査部門の主要責任者に書面にて報告し、かつ許可を得なければならない。前項第（四）号、第（五）号に定める措置を取る場合、市轄区を設置している地級市以上の人民政府の監督検査部門の主要責任者に書面にて報告し、かつ許可を得なければならない。</p> <p>監督検査部門が不正競争の疑いがある行為を調査する場合は、「中華人民共和国行政強制法」およびその他の関連する法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。かつ調査して処理した結果を速やかに社会に公開しなければならない。</p>	<p>前項に定める措置を取る場合、監督検査部門の主要責任者に書面にて報告し、かつ許可を得なければならない。前項第（四）号、第（五）号に定める措置を取る場合、市轄区を設置している地級市以上の人民政府の監督検査部門の主要責任者に書面にて報告し、かつ許可を得なければならない。</p> <p>監督検査部門が不正競争の疑いがある行為を調査する場合は、「中華人民共和国行政強制法」およびその他の関連する法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。かつ調査して処理した結果を速やかに社会に公開しなければならない。</p>
<p><b>第十四条</b> 監督検査部門が不正競争の疑いがある行為を調査する場合は、調査される経営者、利害関係者及びその他の関連のある単位、個人は、関連する資料又は状況をありのままに提供しなければならない。</p>	<p><b>第十七条</b> 監督検査部門が不正競争の疑いがある行為を調査する場合は、調査される経営者、利害関係者及びその他の関連のある単位、個人は、関連する資料又は状況をありのままに提供しなければならない。</p>
	<p><b>第十八条</b> 経営者が本法の規定に違反した疑いがある場合、監督検査部門はその法定代表者又は責任者に対して面談を行い、措置を講じて速やかに是正することを要求することができる。</p>
<p><b>第十五条</b> 監督検査部門及びその他の職員は、調査の過程において知った営業秘密に対して守秘義務を負う。</p>	<p><b>第十九条</b> 監督検査部門及びその他の職員は、調査の過程において知った営業秘密、プライバシー及び個人情報に対して法により守秘義務を負う。</p>
<p><b>第十六条</b> 不正競争の疑いがある行為に対しては、如何なる単位及び個人も監督検査部門に通報する権利を有し、監督検査部門は通報を受けた後、法により速やかに処理しなければならない。</p> <p>監督検査部門は通報を受理する電話番号、郵送先住所、又はメールアドレスを社会に公開しなければならない。かつ通報者の秘密を保持しなければならない。実名で告発し、かつ関連する事実及び証拠を提供した場合には、監督検査部門は処理結果を告発者に知らせなければならない。</p>	<p><b>第二十条</b> 不正競争の疑いがある行為に対しては、如何なる単位及び個人も監督検査部門に通報する権利を有し、監督検査部門は通報を受けた後、法により速やかに処理しなければならない。</p> <p>監督検査部門は通報を受理する電話番号、郵送先住所、又はメールアドレスを社会に公開しなければならない。かつ通報者の秘密を保持しなければならない。実名で告発し、かつ関連する事実及び証拠を提供した場合には、監督検査部門は処理結果を告発者に知らせなければならない。</p>
<p><b>第四章 法的責任</b></p>	<p><b>第四章 法的責任</b></p>
<p><b>第十七条</b> 経営者が本法の規定に違反し、他人に損害をもたらしたときは、法により民事責任を負わなければならない。</p>	<p><b>第二十一条</b> 経営者が本法の規定に違反し、他人に損害をもたらしたときは、法により民事責任を負わなければならない。</p>

現行法	改正草案
<p>経営者の合法的權益が不正競争行為により侵害されたときは、人民法院に提訴することができる。</p> <p>不正競争行為により侵害を受けた事業者への賠償金額は、同者が権利侵害により被った実際の損失に基づき確定する。実際の損失を計算するのが困難な場合は、侵害者が権利侵害により得た利益に基づき確定する。賠償金額には、事業者が権利侵害行為を差し止めるために支払った合理的支出も含めなければならない。</p> <p>経営者が本法第<sup>六</sup>条、第九条の規定に違反し、権利者が権利侵害により被った実際の損失、侵害者が権利侵害により得た利益を計算するのが困難な場合、人民法院は、権利侵害行為の情状によって、権利者に 300 万人民币以下の賠償を与える判決を下す。</p>	<p>経営者の合法的權益が不正競争行為により侵害されたときは、人民法院に提訴することができる。</p> <p>不正競争行為により侵害を受けた事業者への賠償金額は、同者が権利侵害により被った実際の損失に基づき確定する。実際の損失を計算するのが困難な場合は、侵害者が権利侵害により得た利益に基づき確定する。賠償金額には、事業者が権利侵害行為を差し止めるために支払った合理的支出も含めなければならない。</p> <p>経営者が本法第七条、第十条の規定に違反し、権利者が権利侵害により被った実際の損失、侵害者が権利侵害により得た利益を計算するのが困難な場合、人民法院は、権利侵害行為の情状によって、権利者に 300 万人民币以下の賠償を与える判決を下す。</p>
<p><b>第十八条</b> 経営者が本法第六条の規定に違反して混同行為を実施した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法な</p> <p>商品を没収する。違法経営額が 5 万元以上の場合、違法経営額の 5 倍以下の罰金を併科することができ、違法経営額がない、又は違法経営額が 5 万元に満たない場合は、25 万元以下の罰金を併科することができる。情状が深刻な場合には、営業許可証を取り消す。</p> <p>経営者の登記した企業名称が本法第<sup>六</sup>条の規定に違反する場合、速やかに登記の名称変更を行わなければならない、名称変更前は、元の企業登記機関による統一社会信用コードをもってその名称の代わりとする。</p>	<p><b>第二十二条</b> 経営者が本法第七条の規定に違反して混同行為を実施し、又は他人が混同行為を実施することを明らかに知りながら以前として他人のために便宜を提供した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法な商品を没収する。違法経営額が 5 万元以上の場合、違法経営額の 5 倍以下の罰金を併科することができ、違法経営額がない、又は違法経営額が 5 万元に満たない場合は、25 万元以下の罰金を併科することができる。情状が深刻な場合には、営業許可証を取り消す。</p> <p>前項に定める違法商品を販売する経営者は、前項の規定に従い処罰する。主観的な過失がないことを証明する証拠がある場合は、監督検査部門が販売の停止を命じ、行政処罰を与えない。</p> <p>経営者の登記した企業名称が本法第七条第一項の規定に違反する場合、速やかに登記の名称変更を行わなければならない、名称変更前は、元の企業登記機関による統一社会信用コードをもってその名称の代わりとする。</p>
<p><b>第十九条</b> 経営者が本法第<sup>七</sup>条の規定に違反して他人に賄賂を送った場合、監督管理部門は違法所得を没収し、10 万元以上 300 万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、営業許可証を取り消す。</p>	<p><b>第二十三条</b> 経営者が本法第八条の規定に違反して他人に賄賂を送った場合、監督管理部門は 10 万元以上 100 万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、100 万元以上 500 万元以下の罰金を科し、営業許可証を取り消す。経営者の法定代表者、主要責任者及び直接的な責任者が賄賂の実施に対して個人的な責任を負う場合は、100 万元以下の罰金を科すことができる。</p> <p>取引活動において賄賂を受け取った場合、法律、行政法規に規定があるときは、その規定に従う。法律、行政法規に規定がない場合、監督検査部門は会社に対して 200 万元以下の罰金を科し、個人に対して 50 万元以下の罰金を科す。</p>

現行法	改正草案
<p><b>第二十条</b> 経営者が本法第<b>八</b>条の規定に違反し、その商品について、虚偽若しくは人を誤解させる商業宣伝を行い、又は虚偽の取引を企てるなどの方法で他の経営者が虚偽若しくは又は人に誤解される商業宣伝を行うことを幫助した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、<b>20 万元以上</b>100 万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、100 万元以上 200 万元以下の罰金を科し、営業許可証を取り消すことができる。</p> <p>経営者が本法第<b>八</b>条の規定に違反し、虚偽広告の流布に該当する場合、「中華人民共和国広告法」の規定に基づき処罰する。</p>	<p><b>第二十四条</b> 経営者が本法第九条の規定に違反し、その商品について、虚偽若しくは人を誤解させる商業宣伝を行い、又は虚偽の取引を企てる、<b>架空のコメントをする</b>などの方法で他の事業者が虚偽若しくは又は人に誤解される商業宣伝を行うことを幫助した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、100 万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、100 万元以上 200 万元以下の罰金を科し、営業許可証を取り消すことができる。</p> <p>経営者が本法第九条の規定に違反し、虚偽広告の流布に該当する場合、「中華人民共和国広告法」の規定に基づき処罰する。</p>
<p><b>第二十一条</b> 経営者及びその他の自然人、法人及び非法人組織が本法第<b>九</b>条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、<b>違法所得を没収</b>し、10 万元以上 100 万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、<b>50 万元</b>以上 500 万元以下の罰金を科す。</p>	<p><b>第二十五条</b> 経営者及びその他の自然人、法人及び非法人組織が本法第十条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、10 万元以上 100 万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、<b>100 万元</b>以上 500 万元以下の罰金を科す。</p>
<p><b>第二十二条</b> 経営者が本法第<b>十</b>条の規定に違反して懸賞付き販売を行った場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、5 万元以上 50 万円以下の罰金を科す。</p>	<p><b>第二十六条</b> 経営者が本法第十一条の規定に違反して懸賞付き販売を行った場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、5 万元以上 50 万円以下の罰金を科す。</p>
<p><b>第二十三条</b> 経営者が本法第<b>十一</b>条の規定に違反して<b>競争相手</b>の商業上の信用、商品の名声に損害を与えた場合、監督検査部門は違法行為を停止し、影響を除去するよう命じ、10 万元以上<b>50 万元</b>以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、<b>50 万元</b>以上<b>300 万元</b>以下の罰金を科す。</p>	<p><b>第二十七条</b> 経営者が本法第十二条の規定に違反して他の経営者の商業上の信用、商品の名声に損害を与えた場合、監督検査部門は違法行為を停止し、影響を除去するよう命じ、10 万元以上 100 万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、100 万元以上 500 万元以下の罰金を科す。</p>
<p><b>第二十四条</b> 経営者が本法第<b>十二</b>条の規定に違反し、他の経営者が合法的に提供するオンライン商品又はサービスの正常な運行を妨害し、破壊した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、10 万元以上<b>50 万元</b>以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、<b>50 万元</b>以上<b>300 万元</b>以下の罰金を科す。</p>	<p><b>第二十八条</b> 経営者が本法第十三条の規定に違反し、<b>他の経営者</b>が合法的に提供するオンライン商品又はサービスの正常な運行を妨害し、破壊した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、10 万元以上 <b>100 万元</b>以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、<b>100 万元以上 500 万元</b>以下の罰金を科す。</p>

現行法	改正草案
	<p><b>第二十九条</b> プラットフォームの経営者が本法第十四条の規定に違反してプラットフォーム内の経営者にコストより低い価格で商品を販売するよう強制した場合、法律、行政法規に規定があるときは、その規定に従う。法律、行政法規に規定がない場合は、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、10万元以上100万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、100万元以上500万元以下の罰金を科す。</p>
	<p><b>第三十条</b> 経営者が本法第十五条の規定に違反して自らの優位的地位を濫用し、公平な競争の秩序を乱した場合は、監督検査部門が是正を命じ、是正を拒んだときは、100万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、100万元以上500万元以下の罰金を科す。</p>
<p><b>第二十五条</b> 経営者が本法の規定に違反して不正競争に従事し、違法行為による危害の結果を自発的に除去又は軽減するなどの法に定める状況がある場合は、法により、行政処罰を軽くするか軽減する。違法行為が軽微でかつ速やかに是正し、危害の結果をもたらしていない場合は、行政処罰を与えない。</p>	<p><b>第三十一条</b> 経営者が本法の規定に違反して不正競争に従事し、違法行為による危害の結果を自発的に除去又は軽減するなどの法に定める状況がある場合は、法により、行政処罰を軽くするか軽減する。違法行為が軽微でかつ速やかに是正し、危害の結果をもたらしていない場合は、行政処罰を与えない。</p>
<p><b>第二十六条</b> 経営者が本法の規定に違反して不正競争に従事し、行政処罰を受けた場合、監督検査部門は信用記録に記入し、かつ関係する法律、行政法規の規定に基づいて公示する。</p>	<p><b>第三十二条</b> 経営者が本法の規定に違反して不正競争に従事し、行政処罰を受けた場合、監督検査部門は信用記録に記入し、かつ関係する法律、行政法規の規定に基づいて公示する。</p>
<p><b>第二十七条</b> 経営者が本法の規定に違反した場合は、民事責任、行政責任、及び刑事責任を負わねばならず、その財産が支払いに足りないときには、優先的に民事責任の負担に用いる。</p>	<p><b>第三十三条</b> 経営者が本法の規定に違反した場合は、民事責任、行政責任、及び刑事責任を負わねばならず、その財産が支払いに足りないときには、優先的に民事責任の負担に用いる。</p>
	<p><b>第三十四条</b> 経営者が本法の規定に違反して不正競争に従事し、違法所得がある場合は、法に基づき返還しなければならない場合を除き、没収しなければならない。</p>
<p><b>第二十八条</b> 本法に基づいて監督検査部門が職責を履行することを妨害し、調査を拒絶、阻止した場合、監督検査部門は改善を命じ、個人には5,000元以下の罰金を科すことができ、単位には5万元以下の罰金を科すことができ、かつ公安機関は法により治安管理処罰を与えることができる。</p>	<p><b>第三十五条</b> 本法に基づいて監督検査部門が職責を履行することを妨害し、調査を拒絶、阻止した場合、監督検査部門は改善を命じ、個人には1万元以下の罰金を科すことができ、単位には10万元以下の罰金を科すことができ、かつ公安機関は法により治安管理処罰を与えることができる。</p>
<p><b>第二十九条</b> 当事者が監督検査機関の出した決定を不服とする場合、法により行政不服審査を申立てるか、又は行政訴訟を提起することができる。</p>	<p><b>第三十六条</b> 当事者が監督検査機関の出した決定を不服とする場合、法により行政不服審査を申立てるか、又は行政訴訟を提起することができる。</p>

現行法	改正草案
<p><b>第三十条</b> 監督検査部門の職員が職権を濫用し、職務を疎かにし、私利のために不正を働き、又は調査の過程で知った営業秘密を漏洩した場合、法に則り処分する。</p>	<p><b>第三十七条</b> 監督検査部門の職員が職権を濫用し、職務を疎かにし、私利のために不正を働き、又は調査の過程で知った営業秘密、<b>プライバシー及び個人情報</b>を漏洩した場合、法に則り処分する。</p>
<p><b>第三十一条</b> 本法の規定に違反し、犯罪を構成した場合、法に則り刑事責任を追及する。</p>	<p><b>第三十八条</b> 本法の規定に違反し、犯罪を構成した場合、法に則り刑事責任を追及する。</p>
<p><b>第三十二条</b> 営業秘密侵害の民事裁判手続において、営業秘密の権利者が、主張する営業秘密に対して既に秘密保持措置を講じたことを証明する初歩的な証拠を提供して、営業秘密が侵害されたことを合理的に明示した場合、被疑侵害者は、権利者が主張する営業秘密が本法に定める営業秘密に属しないことを証明しなければならない。</p> <p>営業秘密の権利者が、営業秘密が侵害されたことを合理的に明示する初歩的な証拠を提供し、かつ以下の証拠のいずれかを提供した場合、被疑侵害者は営業秘密を侵害する行為が存在しないことを証明しなければならない。</p> <p>(一) 被疑侵害者に営業秘密を取得するチャンネル又は機会があることを明示する証拠があり、かつその使用する情報が当該営業秘密と実質的に同じである。</p> <p>(二) 営業秘密が既に被疑侵害者に開示され、使用され、又は開示され、使用されるリスクがあることを明示する証拠がある。</p> <p>(三) 営業秘密が被疑侵害者に侵害されたことを明示するその他の証拠がある。</p>	<p><b>第三十九条</b> 営業秘密侵害の民事裁判手続において、営業秘密の権利者が、主張する営業秘密に対して既に秘密保持措置を講じたことを証明する初歩的な証拠を提供して、営業秘密が侵害されたことを合理的に表明した場合、被疑侵害者は、権利者が主張する営業秘密が本法に定める営業秘密に属しないことを証明しなければならない。</p> <p>営業秘密の権利者が、営業秘密が侵害されたことを合理的に示す初歩的な証拠を提供し、かつ以下の証拠のいずれかを提供した場合、被疑侵害者は営業秘密を侵害する行為が存在しないことを証明しなければならない。</p> <p>(一) 被疑侵害者に営業秘密を取得するチャンネル又は機会があることを明示する証拠があり、かつその使用する情報が当該営業秘密と実質的に同じである。</p> <p>(二) 営業秘密が既に被疑侵害者に開示され、使用され、又は開示され、使用されるリスクがあることを明示する証拠がある。</p> <p>(三) 営業秘密が被疑侵害者に侵害されたことを明示するその他の証拠がある。</p>
<p><b>第五章 付 則</b></p>	<p><b>第五章 付 則</b></p>
	<p><b>第四十条</b> 中華人民共和国域外で実施された本法に定める不正競争行為が、域内市場の競争の秩序を乱し、又は域内経営者の合法的權益を損なう場合は、本法及び関連する法律の規定に従って処理する。</p>
<p><b>第三十三条</b> 本法は2018年1月1日から実施する。</p>	<p><b>第四十一条</b> 本法は 年 月 日から実施する。</p>